

大分県中小企業活性化資金特別融資要綱 に基づく資金の融資事務に関する要領

平成9年4月1日制定

(趣 旨)

1 大分県中小企業活性化資金の融資事務に関しては、大分県中小企業活性化資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

(定 義)

2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(指定金融機関)

3 要綱第3条第1項に掲げる指定金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社商工組合中央金庫
- (8) 株式会社伊予銀行（一般融資分）
- (9) 株式会社福岡銀行（一般融資分、経営環境変動融資）
- (10) 株式会社西日本シティ銀行（一般融資分、経営環境変動融資）
- (11) 株式会社肥後銀行（一般融資分、経営環境変動融資）
- (12) 株式会社筑邦銀行（一般融資分）
- (13) 株式会社北九州銀行
- (14) 株式会社宮崎太陽銀行（経営環境変動融資）

(資金の使途)

4 融資の対象となる資金の使途は、直接事業の用に供するものに限るものとし、なお設備資金にあつては、次の要件を充たすものとする。この場合において、組合員に対する転貸を目的とする組合に対する融資に係る資金の使途については、転貸を受けた組合員に本項を適用する。

- (1) 原則として融資決定後に事業に着手し、6箇月以内に当該事業を完了するものであること。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 目的外使用、他人への譲渡・貸与及び投機に供されるものでないこと。
- (5) 土地又は建物で、住宅等と併用又は併設されるときは、合理的方法により算定された事業用部分に限ること。

(融資限度額)

5 融資限度額の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当資金の融資残高は、要綱別表の融資限度額を超えてはならない。
- (2) 中小企業者が組合の組合員である場合は、当該中小企業者の直接の借入額と組合からの転貸額の合計額は、中小企業者に対する融資限度額を超えることができない。

(融資の申込受付時期)

- 6 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。ただし、融資枠の限度を超える場合はこの限りでない。

(融資の申込手続)

- 7 融資を受けようとする中小企業者等は、大分県中小企業活性化資金特別融資に係る通知書（様式1。ただし、経営環境変動対応融資については、様式1-2。）（以下「通知書」という。）3通に、別表に定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、当該中小企業者等の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所（以下「商工会等」という。）又は指定金融機関に提出しなければならない。また、組合共同事業に係る融資を受けようとするときは、大分県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）又は指定金融機関に提出しなければならない。

(経営指導等)

- 8 商工会等及び中央会は、前項の規定により通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書1通に決算書及び試算表を添えて指定金融機関に、当該通知書2通に関係書類各1通及び調査意見書（様式2）を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

ただし、指定金融機関に直接通知書及び関係書類の提出があったときは、当該指定金融機関は当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書2通に関係書類各1通を添えて保証協会に送付するものとする。

(融資内容の審査)

- 9 保証協会は、前項の規定により通知書の送付を受けたときは内容を審査し、適当と認めたものについて保証の決定を行うものとする。

(保証及び融資の決定等)

- 10 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。
 - (1) 連帯保証人及び担保等の徴求については、保証協会及び指定金融機関の裁量によるものとする。
 - (2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を関係商工会等又は中央会に通知するものとする。
 - (3) 商工会等又は中央会は、前号の通知を受けたときは、その旨を当該保証に係る融資申込者に通知するものとする。
 - (4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続を行わなければならない。

(債権管理)

- 11 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。
 - (2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当該

融資を受けた中小企業者等に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等又は中央会と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

(融資条件の変更)

12 融資条件の変更については、次のとおりとする。

(1) 融資を受けた中小企業者等は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者等の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。

(2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者とともに保証協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。

(3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めるときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第7条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書(様式5)及び次のイ～ニを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。

ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。

ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。

ニ 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

(融資状況の報告)

13 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書(様式3)により、翌月の10日までに、県に報告しなければならない。

(期中管理)

14 申込中小企業者が、中小企業信用保険法(以下「法」という。)第2条第6項の特例中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間(同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。)中であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年12月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 7 日から施行する。

別 表

区 分	添 付 書 類
共 通	(1) 信用保証委託契約書（印鑑証明書添付） (2) 信用保証委託申込書 (3) 法人にあっては連帯保証人明細書 (4) 直近の決算書及び最近の試算表（各2通） (5) 法人にあっては商業登記簿の謄本 (6) 許可・認可関係業種にあっては、当該許可・認可証の写し (7) 削除 (8) 組合にあっては、資金の借入れ決定に関する役員会の議事録の写し (9) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類
個 別	(10) 機械設備等の購入にあっては見積書又は仮契約書、カタログ (11) 土地の取得にあっては、土地売買に係る仮契約書の写し、土地登記簿謄本 (12) 建物の新築にあっては、建築許可関係書類、建物平面図 (13) 要綱第5条第2項に定める危機関連融資の融資対象者にあっては、中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長又は特別区長の認定書